

# 忠岡町認定こども園(2・3号認定)入園判定点数表

令和5年10月現在

## ●基本項目点表

保護者の状況等			点数		
家庭外労働	週5日以上	週42.5時間(1日8.5時間)以上の労働	100		
		週40時間(1日8時間)以上の労働	95		
		週37.5時間(1日7.5時間)以上の労働	90		
		週35時間(1日7時間)以上の労働	85		
	週4日以上	週32時間(1日8時間)以上の労働	80		
		週30時間(1日7.5時間)以上の労働	75		
		週28時間(1日7時間)以上の労働	70		
		週26時間(1日6.5時間)以上の労働	65		
	週3日以上	週22.5時間(1日7.5時間)以上の労働	60		
		週21時間(1日7時間)以上の労働	55		
		週19.5時間(1日6.5時間)以上の労働	50		
		週18時間(1日6時間)以上の労働	45		
	上記以外の労働(週12時間を下限とする)			40	
家庭内労働	自営業等		自営中心者	自営協力者	
		週5日以上	週42.5時間(1日8.5時間)以上の労働	90	80
			週40時間(1日8時間)以上の労働	85	75
			週37.5時間(1日7.5時間)以上の労働	80	70
			週35時間(1日7時間)以上の労働	75	65
		週4日以上	週32時間(1日8時間)以上の労働	70	60
			週30時間(1日7.5時間)以上の労働	65	55
			週28時間(1日7時間)以上の労働	60	50
			週26時間(1日6.5時間)以上の労働	55	45
		週3日以上	週22.5時間(1日7.5時間)以上の労働	50	40
			週21時間(1日7時間)以上の労働	45	35
			週19.5時間(1日6.5時間)以上の労働	40	30
			週18時間以上(1日6時間)の労働	35	25
		上記以外の労働(週12時間を下限とする)			30
内職・その他			40		
出産(産前2ヵ月、産後2ヵ月)			90		
疾病・障がい (保護者本人が該当する場合)	疾病	入院(1ヵ月以上)	100		
		通院(週3日以上)	90		
		自宅療養(常時病臥)	80		
		自宅療養(長期安静要)	70		
	障がい	重度(身体障害者手帳1・2級、療育手帳A)	100		
		中度(身体障害者手帳3級、療育手帳B1)	90		
		軽度(上記以外)	80		
看護・介護等	入院(1ヵ月以上)中の親族の介護・付き添い		90		
	心身に障がいのある親族の介護、病院・施設への送迎		80		
	自宅療養中の親族の介護・看護		70		
その他	就学	週4日以上週24時間以上の就学	60		
		上記以外の就学	50		
	就労希望 (求職中)	誓約書のみ	10		
		誓約書に加え、求職活動していることが分かる書類の添付がある場合	20		
震災、風水害、火災その他の災害の復興にあたっている場合			100		

(基本項目点について)

1. 複数の区分に該当する場合は最も高い区分の点数を適用する。
2. 労働時間は休憩時間を含む。
3. 基本項目点は保護者(父、母)それぞれが該当する点数を合計し、算出する。
4. 就労内定書等により、入園日時点で就労予定であることが確認できる場合、該当する点数より20点減点し、算出する。

●調整項目点表(保護者の基本項目点の合計に次の点数を加点または減点する)

加点・減点	特別な支援を要する家庭	30
	ひとり親家庭	120
	生活保護世帯	10
	当該園に兄弟姉妹が在所中	40
	保育を利用していない兄弟姉妹の同時申込	20
	保育施設に入所中	30
	前年度より待機	10
	忠岡町内の保育施設において保育士等として、就労または就労することが決定している場合	10
	保育料未納世帯	-30

(調整項目点について)

1. 上記の調整項目点表に応じて、保護者の基本項目点の合計に加減する。

●優先項目点表(同点の場合、次の点数を加点する)

加点	保護者(父、母)の通勤時間が30分以上60分未満	5
	保護者(父、母)の通勤時間が60分以上90分未満	10
	保護者(父、母)の通勤時間が90分以上	15

(優先項目について)

1. 基本項目点、調整項目点の合計が同点となった場合、加点する。